

農業委員会 総会（8月） 議事録

日 時	令和6年8月28日（水）		9：00～10：30
場 所	住 民 セ ン タ ー 1 階 会 議 室		
出 席	農業委員長	12	石野 正幸
	農業委員	1	公文 宏司
	農業委員	2	内藤 政之
	農業委員	3	大沼 剛
	農業委員	6	天野 律子
	農業委員	8	植松 由美子
	農業委員	9	北村 一男
	農業委員	10	小久保 利佳
	農業委員 会長職務代理	11	吉見 一之
	農地利用最適化推進委員		前田 亙
	事務局	事務局長	釜 靖昭
		事務局	前田 直哉
		事務局	佐藤 文乃
欠 席	農業委員	5	奥山 敏仁
	農業委員	7	宮川 みゆき
	農地利用最適化推進委員		宮原 淳
	農地利用最適化推進委員		百井 隼太
傍 聴 人	0 名		

- 1 会議事件
 - (1) 議案第19号 農地中間管理の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画への意見について 若郷地区1筆
 - (2) 議案第20号 農地法第3条の許可申請について 本村地区1件11筆
 - (3) 議案第21号 非農地証明願出書について 本村地区1筆
- 2 協議事項
 - (1) 令和6年度 農地利用状況調査について（本日提出〆切）
 - (2) R6 意見書について
 - (3) 地域計画について
 - (4) 東京都指導農業士について
 - (5) その他
 - ① 農業委員会だより9月号の確認及び12月号について
 - ② 議事録署名人について
 - ③ 9月の総会について

1 会議事件

(1) 議案第 19 号 農地中間管理の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進

計画への意見について（農地中間管理事業）若郷地区 1 筆

貸借希望のあった農地で新規案件。

北村一男委員が調査報告。

これから開墾されるところで現在は荒蕪地。

問題なしとして意見なし。

事務局： なお、本件は相続登記が完了しておらず、相続人が 2 名のパターンである。そのため、貸借には相続人の過半数を超える合意が必要となる。2 名のみなので、過半数を超えるために 2 名両名の合意が必要となる。

また、その場合は促進計画に両名の記載が必要となることになった。今までは相続人代表のみを記載し、その他は合意書のみであったが、その場合、法的責任を突き詰めると「合意しているのは促進計画に記載の相続人代表の持ち分を貸すことにのみ合意している」と見られかねないということになった。

吉見委員： 今後も相続人が多数いるケースはすべての相続人の記載が必要になる？例えば 10 人いたら 10 人の？

事務局： 基本的には、合意が必要な相続人の方全員の記載が必要になるので、相続人 10 名のケースですと過半数を超える 6 名の記載となります。

吉見委員： それじゃあ今後相続登記が済んでいないケースは貸借が大変になるね。相続登記をしないといけない。農業委員会としても相続登記を進めていかないと。

石野会長： 今年度 4 月から相続義務化されたこともあり、それ以前の相続登記が済んでいないケースは 3 年の猶予期間が与えられている現状である。そのため、ここに出てくる案件や相談があった案件で相続登記が済んでいないケースについては積極的に相続登記を進めてもらうようお話していくこととしましょう。

(2) 議案第 20 号 農地法第 3 条の許可申請について 本村地区 11 筆

家と共に譲渡す案件。

小久保利佳委員が調査報告。石野会長が補足説明。

譲受人は移住 3 年目で村の空き家バンクを経由して現在の家を借りている。その大家である譲渡人は 5 年以内に離島する意向があるため、所有宅地および農地の引き取り手を探していた。譲渡人はこの他に 2 筆ほど農地を所有しているが、それについては別の方に貸借の上、ゆくゆくは譲渡す予定でいる。

問題なしとし許可。

(3) 議案第 21 号 非農地証明願出書について 本村地区 1 筆

川原地区 1 筆の山林化した農地の非農地証明願。山林化農地のため、農協委員長許可案件。航空写真によると平成 12 年ごろには山林化しているのが確認できるため、20 年以上山林化していることが証明できるため、問題なしとし許可。

2 協議事項

(1) 令和6年度 農地利用状況調査について

事務局： 本日が提出期限となっております。

式根島の委員さんからは遅れる旨ご連絡いただいておりますが、なるべく早くのご提出よろしく願いいたします。

(2) R6 意見書について

事務局： 事務局案を提示。

追加、修正等あれば9/6までに事務局へ。

天野委員： そろそろ来年の作付けの予定をたてているのですが、農水の状態によって耕作地が変わってくる。このままの状態だととても明日葉は久田巻城ノ下では植えつけられない。いつ頃対策がとられるのか。

係長： 7～9年中には何らかの対策が取れるかと思いますが、淡井の井戸の調子もよくないので、そちらも急ぎたい。

吉見委員： 雨水の利用は？

係長： それも検討していますが、雨の降らない時期などに必要になってくるケースが多いので、難しいかと。

(3) 地域計画について

事務局： 9/13に協議の場第1回を開催予定です。連休前でお忙しいところ恐れ入りますが、担い手の皆さん、農業委員会の皆さん、ご出席をよろしくお願いいたします。

基本的には在住地の協議の場のみにご出席いただければ結構ですが、会長および職務代理につきましては全地区、担い手の方で耕作地が複数地区に及ぶ方については耕作地がある全地区への協議の場へのご参加をいただければと思います。

なお、農業委員会の方につきましては、協議の場への参加を臨時総会の取り扱いと同様とし、ご出席いただいた場合は出席報酬を支払わせていただくことといたします。

また、協議の場には東京都から大島支庁産業課の藤森課長代理および近松様、東京都農業会議から農地中間管理事業担当瀬川様が出席予定となっておりますので、ご留意ください。

会長： 基本的にはこの協議の場に参加される認証農業者さんを記載することとしたいので、積極的に参加いただきたい。なお、認証農業者の方は地域計画に記載されないと農地貸借の奨励金が受けられないことになっているため、それについてもご留意頂きたい。

(4) 東京都指導農業者の申請について

事務局： 先月お話ししました東京都指導農業者への申請ですが、大沼剛さん、北村一男さん、天野律子さんの申請を行う予定で、東京都と事前相談させていただいております。

会長： 素晴らしい。引き続きよろしくお願いいたします。

(5) その他

① 農業委員会だよりについて

9月号確認：9/6まで

次号12月担当委員は天野委員、大沼委員、前田委員、公文委員

〆切：令和6年11月15日（金） 〆切厳守で

② 議事録署名人について

出席者の中から議席順で指名（7月分：小久保委員、吉見委員）

③ 9月の総会について

9月25日（水）

— 閉会 —

本会の議事の経過概要及びその結果を明確にするため本議事録を作成し、農業委員長及び議事録署名人は次のとおり署名押印する。

令和6年8月28日

新島村農業委員長

印

議事録署名人

印

議事録署名人

印